

5-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分	申 告 状 況				課 税 状 況					
	相 続 人 の 数		金 額		相 続 人 の 数		金 額			
	外	人	外	千円	外	人	外	千円		
取 得 財 産 価 額		-		-		-		-		
		10,788		482,338,280		9,483		439,261,908		
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		280		7,349,323		257		7,036,199		
債 務 控 除 額		6,295		28,976,037		5,472		23,775,639		
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		1,254		3,998,662		1,171		3,800,975		
課 税 価 格		10,809		464,710,227		9,523		426,323,442		
相 続 税 額	算 出 税 額	9,968		52,192,972		9,476		50,909,456		
	2 割 加 算 額	1,347		1,045,571		1,330		1,044,350		
	計	実 9,968		53,238,543	実 9,476			51,953,806		
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	264		116,367		253		110,454		
	配 偶 者	1,516		9,912,835		1,280		8,810,305		
	未 成 年 者	65		19,583		50		15,611		
	障 害 者	460		564,607		250		382,049		
	相 次 相 続	306		789,047		248		578,154		
	外 国 税 額	-		-		-		-		
	計	実 2,497		11,402,439	実 1,993			9,896,572		
差 引 税 額	/					8,209		42,057,234		
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額						72		571,789		
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額						1		8,069		
小 計						8,198		41,477,375		
農 地 等 納 税 猶 予 税 額						76		453,470		
株 式 等 納 税 猶 予 税 額						-		-		
特 例 株 式 等 納 税 猶 予 額						19		671,760		
山 林 納 税 猶 予 税 額						-		-		
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額						4		483,534		
美 術 品 納 税 猶 予 税 額						-		-		
事 業 用 資 産 猶 予 税 額						-		-		
申 告 納 税 額					納 付 税 額			8,178		39,903,488
					還 付 税 額			18		34,876
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額								-		-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		4,529		209,280,000		3,845		176,538,000		

調査対象等： 「申告状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和4年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和4年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申告状況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
平成 29 年 分	9,416 人	402,922,988 千円	44,940,954 千円	10,450,609 千円	3,884 人
平成 30 年 分	9,950	477,108,593	80,548,265	12,307,918	4,134
令和 元 年 分	10,013	445,693,961	54,886,812	14,639,011	4,142
令和 2 年 分	9,960	433,040,519	51,730,545	11,745,650	4,168
令和 3 年 分	10,809	464,710,227	53,238,543	11,402,439	4,529

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
平成 29 年 分	8,323 人	366,480,194 千円	43,556,311 千円	8,914,163 千円	3,269 人
平成 30 年 分	8,521	434,457,017	79,184,545	10,699,526	3,388
令和 元 年 分	8,729	405,600,675	53,467,001	12,930,033	3,448
令和 2 年 分	8,660	393,988,126	50,372,465	10,221,827	3,480
令和 3 年 分	9,523	426,323,442	51,953,806	9,896,572	3,845

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
平成 29 年 分	7,064 人	33,432,705 千円	18 人	32,083 千円
平成 30 年 分	7,238	61,527,845	27	51,843
令和 元 年 分	7,376	38,970,280	23	43,184
令和 2 年 分	7,387	37,887,510	13	24,927
令和 3 年 分	8,178	39,903,488	18	34,876

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	申告状況			課税状況			納付税額		還付税額	
	課税価格		被相続人の数	課税価格		被相続人の数	相続人の数	金額	相続人の数	金額
	相続人の数	金額		相続人の数	金額					
人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円	
徳島	1,118	55,550,879	467	964	51,107,688	388	819	4,843,207	3	3,421
鳴門	545	24,643,025	236	485	22,595,378	203	390	1,892,624	1	3,565
阿南	232	9,894,341	101	196	8,665,495	81	168	927,239	-	-
川島	159	5,875,034	71	144	5,330,860	62	118	271,958	1	730
脇町	79	3,356,983	35	71	3,021,513	31	61	205,652	-	-
池田	94	2,948,626	37	91	2,737,797	34	81	112,698	-	-
徳島県計	2,227	102,268,888	947	1,951	93,458,731	799	1,637	8,253,377	5	7,716
高松	1,607	67,522,931	641	1,415	62,317,238	546	1,232	6,591,759	3	7,864
丸亀	547	22,306,119	253	495	20,614,896	223	424	1,633,172	-	-
坂出	273	10,270,763	111	251	9,628,763	100	213	751,747	-	-
観音寺	355	15,162,332	153	316	13,764,301	130	263	1,196,045	-	-
長尾	180	6,549,149	82	171	6,182,464	75	145	402,831	-	-
土庄	96	4,134,324	37	93	3,870,039	34	84	483,873	-	-
香川県計	3,058	125,945,618	1,277	2,741	116,377,701	1,108	2,361	11,059,428	3	7,864
松山	1,922	84,725,394	818	1,605	75,725,164	651	1,400	8,006,917	2	5,078
今治	473	20,572,834	198	402	18,621,707	165	338	1,913,501	2	2,919
宇和島	263	10,365,409	112	231	9,588,968	97	206	731,336	-	-
八幡浜	207	7,459,603	88	195	6,945,331	80	175	455,840	-	-
新居浜	332	13,388,541	125	301	12,561,527	110	262	985,603	1	273
伊予西条	284	11,813,884	118	251	10,457,992	95	218	810,873	1	6,797
大洲	130	4,029,043	51	113	3,534,166	41	95	179,893	-	-
伊予三島	260	10,974,337	99	236	10,434,649	86	202	949,757	2	2,558
愛媛県計	3,871	163,329,045	1,609	3,334	147,869,504	1,325	2,896	14,033,720	8	17,625
高知	871	41,460,062	381	760	38,519,009	324	664	4,134,633	1	1,480
安芸	101	3,585,208	42	91	3,276,253	37	80	187,920	-	-
南国	275	12,256,719	114	255	11,548,838	103	212	1,199,082	-	-
須崎	138	6,096,756	52	137	6,025,868	51	115	471,421	1	191
中村	144	5,178,243	54	135	4,771,025	48	117	309,657	-	-
伊野	124	4,589,688	53	119	4,476,513	50	96	254,250	-	-
高知県計	1,653	73,166,676	696	1,497	68,617,506	613	1,284	6,556,964	2	1,670
合計	10,809	464,710,227	4,529	9,523	426,323,442	3,845	8,178	39,903,488	18	34,876

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
本 年 分	申 告 額	9,519	425,498,828	8,180	39,937,556	3,845
	修正申告による増差額	122	981,630	175	90,820	91
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	48 △	157,016	64 △	124,888	41
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 9,523	426,323,442	実 8,178	39,903,488	実 3,845
過 年 分	申 告 額	402	13,961,673	365	1,157,045	182
	修正申告による増差額	682	10,424,140	869	2,318,384	400
	更正による増差額	1	1	1	883	1
	更正等による減差額	167 △	1,727,153	223 △	508,726	105
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,242	22,658,661	実 1,443	2,967,585	実 603
合 計	申 告 額	9,921	439,460,501	8,545	41,094,601	4,027
	修正申告による増差額	804	11,405,770	1,044	2,409,204	491
	更正による増差額	1	1	1	883	1
	更正等による減差額	215 △	1,884,169	287 △	633,614	146
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 10,765	448,982,103	実 9,621	42,871,073	実 4,448

調査対象等： 「本年分」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和4年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年11月1日から令和4年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、令和元年以前に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 90	千円 13,870	人 -	千円 -
過 年 分	492	177,461	184	63,814	46	141,903
合 計	492	177,461	274	77,684	46	141,903

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	千円	人
5千万円以下	796	32,766,124	635,926	238,619	231,746	1,742
5千万円超	2,348	165,420,867	1,776,285	1,527,919	5,393,777	6,236
1億円 "	1,043	140,256,877	1,465,133	1,156,675	11,181,179	3,162
2億円 "	206	49,081,322	879,486	316,091	6,486,110	652
3億円 "	85	32,468,379	511,166	423,849	5,973,797	268
5億円 "	25	14,914,777	129,690	163,076	3,258,902	80
7億円 "	15	12,552,026	25,000	83,190	3,133,671	51
10億円 "	9	11,078,617	184,736	73,361	2,843,028	36
20億円 "	1	2,207,053	-	5,500	120,144	4
30億円 "	1	3,557,905	1,706,734	-	1,315,203	4
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	4,529	464,303,947	7,314,155	3,988,281	39,937,556	12,235

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	千円	人
5千万円以下	425	18,804,244	354,383	142,532	231,746	739
5千万円超	2,098	148,530,313	1,744,704	1,429,425	5,393,777	5,416
1億円 "	981	132,516,340	1,465,133	1,152,570	11,181,179	2,949
2億円 "	205	48,869,174	879,486	316,091	6,486,110	651
3億円 "	85	32,468,379	511,166	423,849	5,973,797	268
5億円 "	25	14,914,777	129,690	163,076	3,258,902	80
7億円 "	15	12,552,026	25,000	83,190	3,133,671	51
10億円 "	9	11,078,617	184,736	73,361	2,843,028	36
20億円 "	1	2,207,053	-	5,500	120,144	4
30億円 "	1	3,557,905	1,706,734	-	1,315,203	4
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	3,845	425,498,828	7,001,031	3,789,594	39,937,556	10,198

調査対象等： 「申告状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和4年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和4年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	申告状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	3	196	323	212	53	7	-	-	1	1	-	-
5千万円超	5	323	740	866	311	63	22	9	3	3	3	-
1億円 "	5	115	282	341	195	49	20	12	7	6	6	5
2億円 "	1	20	38	88	38	10	3	3	1	-	1	3
3億円 "	-	4	23	31	20	3	3	-	-	-	-	1
5億円 "	-	2	3	11	6	3	-	-	-	-	-	-
7億円 "	-	1	4	3	4	2	-	1	-	-	-	-
10億円 "	-	-	3	2	1	2	-	-	-	-	1	-
20億円 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	14	661	1,416	1,554	630	139	48	25	12	10	11	9

課税価格階級	課税状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	3	153	222	46	1	-	-	-	-	-	-	-
5千万円超	5	308	707	747	254	49	16	5	3	3	1	-
1億円 "	5	111	274	313	181	45	19	11	7	6	4	5
2億円 "	1	19	38	88	38	10	3	3	1	-	1	3
3億円 "	-	4	23	31	20	3	3	-	-	-	-	1
5億円 "	-	2	3	11	6	3	-	-	-	-	-	-
7億円 "	-	1	4	3	4	2	-	1	-	-	-	-
10億円 "	-	-	3	2	1	2	-	-	-	-	1	-
20億円 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	14	598	1,274	1,241	507	114	41	20	11	9	7	9

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	1,398	16,680,500	1,208	14,893,831
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,246	5,853,795	1,071	5,091,374
	宅地（借地権を含む。）	3,936	94,044,533	3,296	82,874,101
	内配偶者居住権に基づく敷地利権	22	66,205	22	66,205
	山林	1,014	633,282	877	575,800
	その他の土地	985	8,832,778	848	7,926,848
	計	実 4,041	126,044,887	実 3,390	111,361,953
家屋、構築物	3,836	26,861,507	3,223	22,933,507	
内配偶者居住権	33	105,613	26	87,451	
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	333	798,342	286	668,303
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	39	378,618	33	364,822
	売掛金	52	127,235	44	108,697
	その他の財産	152	448,713	132	319,814
	計	実 437	1,752,908	実 379	1,461,635
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	446	15,500,502	390	15,004,245
	同上以外の株式及び出資	2,586	30,858,382	2,233	29,350,830
	公債及び社債	413	4,982,753	376	4,479,976
	投資・貸付信託受益証券	1,316	20,876,039	1,178	19,883,316
	計	実 3,106	72,217,676	実 2,678	68,718,368
現金、預貯金等	4,520	197,858,154	3,836	182,399,289	
家庭用財産	2,188	831,130	1,840	686,834	
その他の財産	生命保険金等	1,444	23,668,359	1,297	21,762,825
	退職手当金等	174	4,741,959	138	4,112,821
	立木	261	388,137	223	348,494
	その他	3,553	27,589,441	3,047	24,626,022
	計	実 3,833	56,387,895	実 3,294	50,850,162
合計	実 4,533	481,954,158	実 3,843	438,411,749	
相続時精算課税適用財産価額	224	7,314,155	204	7,001,031	
債務等	債務	3,877	22,651,335	3,324	18,303,508
	葬式費用	4,431	6,301,312	3,771	5,400,038
	計	実 4,471	28,952,647	実 3,800	23,703,546
差引純資産価額	4,529	460,315,666	3,845	421,709,234	
暦年課税分贈与財産価額	754	3,988,281	698	3,789,594	
課税価格	4,529	464,303,947	3,845	425,498,828	

調査対象等： 「申告状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和4年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。「課税状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和4年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
 2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。